

香川大学 COC 事業外部評価委員会規程

平成 30 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、香川大学 COC 事業外部評価委員会（以下「評価委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 評価委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 「地（知）の拠点整備事業」（以下「COC 事業」という。）の年度計画の実施状況と目標達成状況に関すること。
- (2) その他 COC 事業の点検・評価・助言に関すること。

(組織)

第 3 条 評価委員会は、学長が指名する学外の有識者をもって組織する。

- 2 前項の委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 4 条 評価委員会に委員長を置き、委員長は、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、評価委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第 5 条 評価委員会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開くことができない。ただし、やむを得ず欠席する委員から書面による委任をされた者を委員代理として出席委員とみなす場合は、この限りではない。

- 2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第 6 条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を評価委員会に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(審査結果の報告)

第 7 条 委員長は、評価委員会における評価の審査結果を速やかに学長に報告しなければならない。

(事務)

第 8 条 評価委員会に関する事務は、学術・地域連携推進室地域・産学官連携推進グループにおいて処理する。

(雑則)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、評価委員会が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 27 年 8 月 3 日から施行する。
- 2 この規程施行後最初の任命に係る第 3 条第 1 項の委員の任期は、同条第 2 項の規定にかかわらず、平成 28 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この規程は、平成 27 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。